

[別紙1]

## 鳥取県子どもの居場所づくり事業の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (原則6月末日までに提出)

○ 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には事前の届出が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

○事業の完了とは、交付申請書の様式第3号に記載された実施時期が終了した日になります。

※ この事業においては、完了届は必要ありません

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

○事業立ち上げ支援の交付を受けた事業者においては、5年間、事業の運営状況の報告が必要です。(毎年4月30日まで)

#### ◎補助金の支払い

※ 原則、実績報告受領後に検査を行い、交付額を確定させたくうえで、精算払いたします。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部・ささえあい福祉局・福祉保健課くらし応援対策室  
鳥取県鳥取市東町一丁目220  
0857-26-7859 fukushihoken@pref.tottori.lg.jp